

# 下位法令等の検討事項

# 今後、御議論いただきたい主な事項【全体像】

## 政令委任事項

### ➤ 規制対象事業者の指定に係る基準【法3条1項】

(例：規制対象事業者を指定するための事業の規模に係る基準は、どのように設定すべきか。)

### ➤ 正当化事由の目的追加【法7条・法8条】

(例：サイバーセキュリティの確保、プライバシーの保護、青少年の保護以外に認められるべき目的は何か。)

### ➤ 選択画面の対象となるソフトウェア等【法12条1号ロ・2号ロ】

(例：選択の機会を特に確保するために、選択画面の対象とすべきソフトウェア等は何か。) など

## 規則委任事項

### ➤ 使用を禁止するデータや取得等の条件を開示するデータの対象【法5条各号、法10条1項各号・2項】

(例：競合サービス等への使用を禁止すべき非公開データには何が含まれるか。)

### ➤ 選択画面の表示方法等【法12条】

(例：選択画面の表示方法等についてはどのようなものとすべきか。)

### ➤ 仕様等の変更等に係る情報開示等の具体的な実施方法【法13条】

(例：個別アプリ事業者等への仕様等の変更等に係る情報の開示等は、いつ、どのように行われるべきか。) など

## ガイドライン事項

### ➤ 指定事業者の禁止行為や講ずべき措置に関する具体的な考え方【法5条～法13条】

(例：法6条の「不公正な取扱い」や法7条・法8条の「妨げること」に該当する行為は何か。)

### ➤ 正当化事由についての具体的な考え方【法7条・法8条】

(例：禁止行為や目的ごとに、正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面とは。) など

## ➤ 規制対象事業者の指定に係る基準【法3条1項】

- 法3条1項において、公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、その事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを、規制対象事業者として指定するものと規定されている。

〈御議論いただきたい主な事項〉

- ✓ 規制対象事業者を指定するための事業の規模に係る基準は、どのように設定すべきか。

## ➤ 正当化事由の目的追加【法7条・法8条】

- 法7条はモバイルOSの指定事業者の禁止行為として、他の事業者が提供するアプリストアを利用することを妨げることを規定する。
- また、法8条はアプリストアの指定事業者の禁止行為として、当該指定事業者又はその子会社等が提供する支払管理役務（課金システム）以外の支払管理役務を個別アプリ事業者が利用することを妨げることを、個別アプリ事業者が関連ウェブページ等を通じて商品・役務を提供することを妨げることを規定する。
- 法7条・法8条（1号から3号まで）については、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、例外的に禁止の対象外と規定されている（正当化事由）。

〈御議論いただきたい主な事項〉

- ✓ サイバーセキュリティの確保、プライバシーの保護、青少年の保護以外に認められるべき、政令で定める目的は何か。

## ➤ 選択画面の対象となるソフトウェア等【法12条 1号ロ・2号ロ】

- 法12条 1号ロでは、モバイルOSの指定事業者は、個別ソフトウェアのうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるものについて、当該モバイルOSに係る標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにすること（選択画面の表示）その他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置を講じなければならないことが規定されている。
- また、法12条 2号ロでは、ブラウザの指定事業者は、当該ブラウザに係る標準設定に係る役務のうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるものについて、当該ブラウザに係る標準設定をすることができる同種の複数の役務についての選択肢が表示されるようにすること（選択画面の表示）その他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置を講じなければならないことが規定されている。

〈御議論いただきたい主な事項〉

- ✓ これらについて、選択の機会を特に確保するために、選択画面の対象とすべき個別ソフトウェア又はブラウザに係る標準設定に係る役務は何か。

## ➤ 指定事業者等が競合サービス等へ使用することを禁止するデータの対象【法5条各号】

- 法5条では、モバイルOS、アプリストア又はブラウザの指定事業者は、次の①～③のデータ（既に公開されているデータを除く。）について他の個別アプリ事業者又は他のウェブサイト事業者が提供する商品・役務と競争関係にある商品・役務の提供のために指定事業者自らが使用し、又はその子会社等に使用させることが禁止されている。
  - ① モバイルOSの指定事業者については、他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該モバイルOSの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該個別ソフトウェアの利用状況・作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ
  - ② アプリストアの指定事業者については、他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該個別ソフトウェアの売上げ・仕様に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ
  - ③ ブラウザの指定事業者については、他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得した当該ウェブページの閲覧履歴・作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ

〈御議論いただきたい主な事項〉

- ✓ 指定事業者又はその子会社等が競合サービス等へ使用することを禁止すべき非公開データには何が含まれるか。

## ➤ 指定事業者による取得等の条件を開示するデータの対象【法10条1項各号・2項】

- 法10条1項において、モバイルOS、アプリストア又はブラウザの指定事業者は、次の①～③のデータについて、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件及び当該他の個別アプリ事業者又は当該他のウェブサイト事業者による取得に関する条件について、当該他の個別アプリ事業者又は当該他のウェブサイト事業者が開示する措置を講じなければならないと規定されている。
  - ① モバイルOSの指定事業者については、他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該モバイルOSの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの利用状況・作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ
  - ② アプリストアの指定事業者については、他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの売上げ・仕様に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ
  - ③ ブラウザの指定事業者については、他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得する当該ウェブページの閲覧履歴・作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ
- また、法10条2項において、指定事業者は、スマートフォンの利用者によるモバイルOS、アプリストア又はブラウザの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該利用の状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件について、当該利用者を開示する措置を講じなければならないことが規定されている。

〈御議論いただきたい主な事項〉

- ✓ 指定事業者による取得等の条件を開示すべきデータには何が含まれるか。

## ➤ 選択画面の表示方法等【法12条】

■ 法12条において、次の特定ソフトウェアの指定事業者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならないことが規定されている。

## ① モバイルOSの指定事業者

- a. 当該指定事業者又はその子会社等が提供する個別ソフトウェアが標準設定で起動する場合には、簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置
- b. 政令で定める個別ソフトウェアについて、選択画面の表示その他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置
- c. 当該指定事業者等が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンに追加的にインストールする場合において同意を得るために必要な措置
- d. 当該指定事業者等が提供する個別ソフトウェアについて、簡易な操作によりそのスマートフォンから消去（スマートフォンの動作に不可欠であり、かつ、他の事業者が技術的に提供できないものは、消去に相当する操作）をすることができるようにするために必要な措置

## ② ブラウザの指定事業者

- a. 当該指定事業者等による役務がブラウザにおいて標準設定で提供される場合には、簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置
- b. 政令で定める標準設定で提供される役務について、選択画面の表示その他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置

〈御議論いただきたい主な事項〉

- ✓ 簡易な操作により標準設定の変更をできるようにするための方法や、選択画面の表示方法等についてはどのようなものとすべきか。

## ➤ 仕様等の変更等に係る情報開示等の具体的な実施方法【法13条】

■ 法13条において、モバイルOS、アプリストア又はブラウザの指定事業者は、その指定された特定ソフトウェアについて、仕様の設定若しくは変更、利用に係る条件の設定若しくは変更又は利用の拒絶をするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事業者が当該措置に円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないことが規定されている。

- ① モバイルOSの場合・・・当該モバイルOSを利用する個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者
- ② アプリストアの場合・・・当該アプリストアを利用する個別アプリ事業者
- ③ ブラウザの場合・・・当該ブラウザにより表示されるウェブページを提示するウェブサイト事業者

〈御議論いただきたい主な事項〉

✓ 個別アプリ事業者等への仕様等の変更等に係る情報の開示等は、いつ、どのように行われるべきか。

◆ 法46条において、公正取引委員会は、指定事業者の禁止行為及び講ずべき措置に関して、指定事業者が適切に対処するために必要な指針（ガイドライン）を公表することが定められている。

➤ 指定事業者の禁止行為や講ずべき措置に関する具体的な考え方【法5条～法13条】

- 法5条から法9条まで、指定事業者の禁止行為が規定されている。
- 法10条から法13条まで、指定事業者の講ずべき措置が規定されている。

〈御議論いただきたい主な事項〉

- ✓ 法6条の「不公正な取扱い」や法7条・法8条の「妨げること」に該当する行為は何か。
- ✓ 法9条の「正当な理由」があると認められる具体的な場面。
- ✓ 法10条～法13条の講ずべき措置の具体的な内容。

➤ 正当化事由についての具体的な考え方【法7条・法8条】

- 法7条はモバイルOSの指定事業者の禁止行為として、他の事業者が提供するアプリストアを利用することを妨げること等を規定する。
- また、法8条はアプリストアの指定事業者の禁止行為として、当該指定事業者又はその子会社等が提供する支払管理役務（課金システム）以外の支払管理役務を個別アプリ事業者が利用することを妨げること、個別アプリ事業者が関連ウェブページ等を通じて商品・役務を提供することを妨げること等を規定する。
- 法7条・法8条（1号から3号まで）については、スマートフォンの利用者に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、例外的に禁止の対象外と規定されている（正当化事由）。

〈御議論いただきたい主な事項〉

- ✓ 禁止行為や目的ごとに、正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面とは。